

2020年10月20日

要請書

特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査を始めないでください

原子力発電環境整備機構 理事長 近藤駿介様

子どもたちに核のゴミのない寿都を！町民の会

はじめまして。私たちは北海道寿都町において、特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査に反対する町民で結成された団体です。

10月9日、私たちの町の町長である片岡春雄氏が貴職に標記の文献調査に関わる応募書類を提出しました。そして、新聞報道によりますと、11月中旬にも文献調査を開始するという事です。

しかし、待っていただきたいのです。8月13日に、この応募に関わる報道がなされて以降、寿都町は大混乱に陥っています。町内で行われた説明会では、反対意見が続出していました。「風評被害がすでに始まっている」「補助金漬けの町になり、地道な努力をしなくなる」「応募ありきで話をすすめている」「文献調査だけで止まる保証などない」「移住してくる人がいなくなる」「若者が外に出ていく」「核のイメージがつくと観光には大打撃である」など様々な反対意見が出ましたが、片岡町長はまったく聞く耳を持ちませんでした。

9月29日には、原子力発電環境整備機構と経済産業省の職員が寿都町においでになり、私たちの会のメンバーも参加しました。しかし、私たちの疑問に納得のいく回答はありませんでした。たとえば、「いったん調査が始まると途中で降りられないのではないか」という疑問を投げかけると、「プロセスから外れます」という回答があり、「では、寿都町の名前は候補から消えるのですか？」と確認すると、「いや、プロセスから外れるのです」という繰り返りで、誠実とは言えない答えしかいただけませんでした。

私たちとしては、このまま片岡町長が応募に踏み切ることに納得がいかず、10月2日に急遽、「寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関する住民投票条例」の制定を求める直接請求に関わる手続きを役場で行い、10月7日に、地方自治法で定められた有権者の50分の1以上の署名を集めて提出しました。今後、地方自治法に則って、住民投票条例に関わる手続きが進もうとしているところにも関わらず、10月8日に片岡町長は応募を表明しました。

しかし、私たちの行った請求は地方自治法に定められたものですから、11月中旬に住民投票条例制定の件が議会に諮られることになっています。議会で可決されると、住民投票が行われます。町民のなかで、賛成反対のいずれが多いのかはつきりしません。

片岡町長は、肌感覚で賛成が過半数を占めていると主張して、文献調査への応募を決めま

した。

「原子力の三原則」には以下のようにあります。

- (1) すべての事柄を公開で行うこと
- (2) 日本の自主性を失わないようにすること
- (3) 民主的に取り扱い、かつ民主的に運営すること

片岡町長は、非公開である議会の全員協議会を使って、この応募に関わる手続きを進めてきました。その議事録は公開されていませんが、NHKが一部をスクープしたところによると、「町民に何うと面倒」などと発言していたことが明らかになっています。これは、「原子力の三原則」の(1)と(3)に違反します。また、今回の住民投票を求める署名を無視しての応募は(3)に違反します。

私たちの他にも、北海道知事、周辺市町村長、漁業組合などの関係機関など反対や憂慮を表明する人が多数いらっしゃいます。にもかかわらず、一人の町長が独断で応募に踏み切ったというのが現実なのです。

文献調査を始めないでください。住民投票で町民の意思が明らかになるのを待ってください。よろしくお願いいたします。